

PCB含有電気機器に関する調査Q & A

①調査の目的と対象について

質問	回答
今回の調査目的は何か？	横須賀市内における PCB 含有電気機器の保有状況を把握するための調査をしています。
こちらに調査票が届いたのはなぜか？	電気事業法に基づく自家用電気工作物設置者を対象に調査票を送付しています。リストは経済産業省から環境省を通じて提供されました。
当社に対象機器はあるのか？	昭和 28 年（1953 年）から昭和 47 年（1972 年）に国内で製造された変圧器・コンデンサー等には絶縁油に PCB が使用されたものがあります。また、昭和 48 年（1973 年）以降に製造された変圧器・コンデンサー等にも、PCB が混入しているものがあると判明しています。 PCB 含む機器かどうかは「別紙 判別方法」により確認してください。使用中の電気設備については、接触により感電する恐れがあり非常に危険ですので、お手元にある書類により確認できる範囲で調査してください。また、調査に当たっては、貴社の電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。
PCB とは、どのようなものか？	PCB とは、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称です。不燃性、絶縁性などの特性があることから、電気機器の絶縁油などの様々な用途で利用されてきましたが、昭和 43 年（1968 年）にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、現在は製造・輸入とも禁止されています。
調査の結果を何に利用するのか？	PCB 含有電気機器の保有状況の把握をし、確実に法律で定められた期限内に処理するために利用します。調査結果を目的外で第三者に開示することはありません。
調査票の回答は義務か？法律等によるものなのか？	回答は義務ではありませんが、PCB 廃棄物等を保管・保有している場合、PCB 特別措置法に基づく届出が必要になります。回答が無い場合、電話や訪問をさせていただく場合があります。調査の趣旨をご理解の上、ご回答をお願いします。

②回答方法について

質問	回答
回答しないと罰則があるのか？	調査票に回答しないことでの罰則はありませんが、PCB 含有機器が見つかって期限内に処分しなかった場合は罰則が適用される場合があります。

電話やFAXで回答しても良いか?	電話やFAXで回答することも可能です。横須賀市環境部廃棄物対策課の電話番号およびFAX番号をお願いします。 (電話) 046-822-8523 (FAX) 046-823-0865
調査票をなくしてしまったがどうしたらよいか?	市のホームページから調査票をダウンロードして提出することもできます。調査票の再送付を希望される場合は、横須賀市環境部廃棄物対策課へご連絡ください。

③記入方法について

質問	回答
調査対象の建物を売却し別人所有になっている。	平成28年12月時点の電気事業法に基づく自家用電気工作物設置者の情報のため、以降の変更は反映しておりません。余白に所有者が変わったことを書いて回答してください。その場合、可能な範囲で新所有者の住所と名称も回答願います。

④電気機器のPCB含有有無の判別について

質問	回答
調査方法は?	使用中の電気設備については、接触により感電する恐れがあり非常に危険ですので、お手元にある書類により確認できる範囲で調査してください。また、調査に当たっては、貴社の電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。
高濃度PCB含有機器の判別は?	機器の銘板から製造会社、型番、製造年等を調べて、製造会社にお問い合わせいただくか、「別紙 判別方法」2ページの【変圧器・コンデンサー判別リスト】、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。 https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html (日本電機工業会HP)
低濃度PCB含有機器の判別は?	国内メーカーが平成2年ごろまでに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があることが知られています。これより前に製造された電気機器については、電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定して判別します。 コンデンサーのように封じ切りの機器は、絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

<p>比較的新しい機器でPCBはないと思うが、回答の必要はあるか？</p>	<p>変圧器は、平成6年（1994年）以降に出荷された機器で、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できれば、PCB汚染の可能性はないとされています。</p> <p>絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年（1991年）以降に製造されたものは、PCB汚染の可能性はないとされています。</p> <p>変圧器、コンデンサーの製造年でPCBが入っていないと判別できた場合は設問3の「PCBなし」の回答欄に台数を記入してください。</p> <p>また、安定器は昭和48年（1973年）以降に製造されたものは、PCB汚染の可能性はないとされています。製造年でPCBが入っていないと判別できた安定器は設問5の3問目で「いいえ」を選択してください。</p>
---------------------------------------	---

⑤処分について

質問	回答
<p>もし見つかったらどうすればよいか？</p>	<p>まずは調査票を横須賀市環境部廃棄物対策課にご返送ください。届出や法律で定められた期限内の処分が必要になりますので、横須賀市から別途ご案内いたします。詳細はお問い合わせいただくか、市のホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4150/g_info/1100050519.html</p>
<p>どうやって処分すればよいか？</p>	<p>法律で定められた処理施設である JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）で処分する必要があります。処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担になりますが、処分費用については助成制度を利用できる場合があります。JESCOにお問い合わせください。（JESCO 電話番号 03-5765-1935）詳細は市のホームページ等をご確認ください。</p>
<p>PCBが見つかっていても処分しなければどうなるのか？</p>	<p>事業者等が法律で定められた期限内に処分しない場合は、罰則が適用されることがあります。（3年以内の懲役または1,000万円以下の罰金）</p>